

富山県消費生活推進リーダー募集のお知らせ

県では、消費者被害の未然防止、早期救済等を図るために開催する消費生活出前講座等の講師として啓発活動を行っていただく「富山県消費生活推進リーダー」を募集します。

消費生活に関する資格や専門知識をお持ちで、消費生活問題に関心をお持ちの皆様のご応募をお待ちしております。

1 応募資格

富山県内在住者で、次のいずれかの資格を有する方又は同等の専門知識を有する方(ただし、議員、常勤の公務員、富山県くらしのアドバイザーは除きます)。

- | | |
|-------------|--------------|
| ・消費生活相談員 | ・消費生活専門相談員 |
| ・消費生活アドバイザー | ・消費生活コンサルタント |

2 募集人数 若干名

3 応募方法

「応募申込書」に必要事項を記載のうえ、「応募動機についての作文(800字程度)」を添えて、郵送、持参又はE-mailにより消費生活センターに提出してください。

※「申込書」、作文の「原稿用紙」は、県消費生活センターのホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>

4 応募締め切り

令和5年1月26日(木)【郵送の場合、当日消印有効】

5 選考方法

書類及び面接により選考します。

面接日時及び場所は、後日郵送により通知します。

なお、応募者多数の場合には、書類により一次選考を行うことがあります。

6 選考結果

令和5年2月中旬までに、郵送により通知します。

消費生活推進リーダーの活動内容等

●活動回数

年数回（1回1～2時間）程度、県内の会場に出向き、消費生活出前講座などの講師をつとめていただきます。

※消費生活センター（事務所）での勤務はありません。

●活動内容

消費生活出前講座などの派遣講師活動

消費者トラブルの早期発見活動

県が実施する消費者啓発事業への協力活動

研修会等への参加

●委嘱期間

2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）

再任をお願いする場合があります。

●報償費等

報償費（講師は1回5,000円を予定）及び旅費を支給します。

応募・問合せ先

富山県消費生活センター

〒930-0805 富山市湊入船町6番7号

TEL 076-432-2949

E-mail ashohicenter@pref.toyama.lg.jp

富山県消費生活推進リーダー応募申込書

- (ふりがな)
- 1 氏名 _____
- 2 生年月日 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 職業 _____
- 3 住 所 〒 _____
富山県 _____
電話番号 (_____) _____

- 4 消費生活関連の資格(消費生活相談員、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント)をお持ちの方は、下記に記入してください。
また、国、都道府県、市町村または民間会社の相談員、くらしのアドバイザーなどの経験がある方は、その職名、在任期間を記入してください。

(1) 資格

資格名 (_____) 取得年月日 (_____ 年 _____ 月)
資格名 (_____) 取得年月日 (_____ 年 _____ 月)
資格名 (_____) 取得年月日 (_____ 年 _____ 月)

(2) 経験

職名 _____ 年 _____ 月～ _____ 年 _____ 月
職名 _____ 年 _____ 月～ _____ 年 _____ 月
職名 _____ 年 _____ 月～ _____ 年 _____ 月

- 5 これまでに受講した消費生活関連講座・研修名等を記入してください。
- 講座名等 _____ 令和 _____ 年頃
講座名等 _____ 令和 _____ 年頃
講座名等 _____ 平成 _____ 年頃

- 6 この応募申込書は、応募動機についての作文(800字程度、A4判原稿用紙)を添付し、富山県消費生活センターに提出してください。

【備考】

「生年月日」「職業」欄については、幅広い年齢層、分野から選任することに努めており、その観点から記入いただくものです。なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。不明な点は、富山県消費生活センター(電話 076-432-2949)まで問い合わせください。

